

判例研究

私的複製補償金の支払を求める訴えと 不法行為地の国際裁判管轄

— EU司法裁判所2016年4月21日判決：ECLI:EU:C:2016:286 —

(Austro-Mechana Gesellschaft zur Wahrnehmung mechanisch-musikalischer
Urheberrechte GmbH v. Amazon EU Sàrl et al., Case C-572/14)

法科大学院教授 野村 秀敏

〔事実の概要〕

Austro-Mechanaはオーストリアにおける音楽著作権の管理団体であり、私的複製に係る補償金を著作権者のために取り立てることをその役割の一つとしている。他方、ルクセンブルクとドイツに本拠を有するAmazonはインターネットを通じて商品を販売する国際的なコンツェルンの一つであるが（被告はこのコンツェルンに属する5社である）、その取扱い商品にはオーストリアにおいて補償金支払義務を生ぜしめる複製媒体が含まれている。Austro-Mechanaは、Amazonはそのような複製媒体をオーストリアで最初に流通に置いた者であり、それ故、補償金支払義務を負うと主張して、2010年10月1日以降に流通に置いた複製媒体に係る補償金の支払を求めて、2013年9月30日に、オーストリアの裁判所に訴えを提起した。

Amazonはオーストリアに本拠を有しないから、Austro-Mechanaは、オーストリアの裁判所の国際裁判管轄を根拠付けるためにブリュッセルI規則2条1項（被告住所地の原則的裁判管轄）を援用することはできず、その5条3号の不法行為地の特別管轄に依拠した。しかし、第1審のウィーン商事裁判所も抗告審のウィーン高裁も、国際裁判管轄の欠缺を理由に訴えを却下した。すなわち、補償金請求権は私的複製という許された行為に基づいており、それ故、不法行為とは関係がないというのである。再抗告審のオーストリア最高裁は手続を停止し、先行判決を求めて、以下の問題をEU司法裁判所に付託した。

オーストリア法による、複製媒体を内国において最初に有償で流通に置く企業に対する、情報社会指令5条2項bの「公正な補償」の支払を求める請求権は、ブリュッ

セル I 規則 5 条 3 号の意味における不法行為または不法行為に等しい行為に起因する請求権であるか。

〔判 旨〕

ブリュッセル I 規則 5 条 3 号は、以下のように解釈されるべきである。すなわち、基本事件において問題となっている、情報社会指令 5 条 2 項 b に規定された「公正な補償」という規律の国内法化のための規定に従って負担される補償金の支払を求める訴えの場合、ブリュッセル I 規則 5 条 3 号の意味における「不法行為もしくは不法行為に等しい行為またはそのような行為に起因する請求権」が問題となっている。

〔研 究〕

1 オーストリアにおける私的複製補償金制度

(1) 従来、私的使用のための著作物の複製行為は、量的にも零細であり、著作権者等の権利を不当に害するものではないとの考えにより、著作権者等の権利は及ばないものとされてきた。ところが、近年の録音録画機器の開発普及に伴って、音楽や映画などを手軽に録音・録画して楽しむことが可能になり、広く普及することとなってきた。そこで、私的録音録画問題に関して、ドイツ (1965 年)、フランス (1985 年) 等のヨーロッパ諸国を中心に権利者に対する補償措置を導入する国が増加してきた。このような動きを受けて、EU も、域内市場を円滑に機能させるために加盟各国の著作権法等の調和をはかる目的で制定された「情報社会における著作権および関連権の一定の側面の調和のための 2001 年 5 月 22 日付け欧州議会及び閣僚理事会指令 2001/29/EC」¹ (以下、「情報社会指令」または単に「指令」という) の中に、以下のような、この補償措置として著作権者に支払われるべき私的複製補償金に関する規定を置いた²。

1 この指令の概要につき、杉浦健太郎「EU著作権指令について」コピライト 480 号 20 頁以下 (2001 年)、全文の翻訳として、原田文夫「情報社会における著作権および関連権の一定の側面のハーモナイゼーションに関する 2001 年 5 月 22 日の欧州議会および EU 理事会のディレクティブ 2001/29/EC」コピライト 487 号 35 頁以下 (2001 年)。

2 EU における私的複製補償金制度については、私的録画補償金管理協会 = 私的録音補償金管理協会『私的録音・録画と著作権に関する海外調査報告 (I)』57 頁以下 [阿部浩二]、123 頁以下 [増山周 = 野方英樹] (著作権情報センター・2007 年)、榎野睦子「欧州における私的複製課徴金制度をめぐる現状」コピライト 487 号 25 頁以下 (2011 年)、小嶋崇弘「欧州における私的複製補償金制度を巡る近時の動向」AIPPI 59 巻 1 号 6 頁以下 (2014 年) 参照。

情報社会指令第2条 複製権

加盟国は、以下の者のために、その全体又は一部を、いかなる方法によるのにせよ、又、いかなる形態によるのにせよ、直接又は間接に、一時的又は恒久的に、複製することを許諾し又は禁止する排他的な権利を規定する。

- (a) その著作物に関して、著作権者のために
- (b) その実演の固定物に関して、実演家のために
- (c) そのレコードに関して、レコード製作者のために
- (d) その映画の全作品及び複製物に関して、映画の最初の固定物の製作者のために
- (e) ケーブル又は衛星によるものを含み、有線又は無線により送信されるその放送の固定物に関して、放送機関のために

第5条 例外及び制限

② 加盟国は、次の場合に、第2条に定められた複製権について例外又は制限を定めることができる。

……

- (b) 第6条による技術的手段が著作物又は保護目的物に適用されたか否かを考慮して、権利者が公正な補償を受けることを条件として、私的使用のために、かつ、直接にも間接にも営利を目的とせずに、自然人によって、任意の媒体に複製が行われる場合

他方、オーストリアは、ドイツに次いで、私的複製補償金の制度を導入した国であるが（1980年）、基本事件の当時施行されていたオーストリア著作権法は、その42条で基本的に私的複製の権利を認めただうえで、42条bで以下のような私的複製補償金に関する定めを置いた³。

オーストリア著作権法第42条b

① 放送を通じて送られるか、公衆にアクセス可能とされるか、又は営利目的で作成された録画録音媒体に固定された著作物について、その性質上、それが、

3 オーストリアの私的複製補償金の制度については、三浦正広「私的録音・録画報酬請求権制度—1996年オーストリア改正著作権法（その2）」コピライト429号31頁（1996年）、私的録画補償金管理協会＝私的録音補償金管理協会・前掲注（2）45頁以下〔尾崎史郎〕、111頁以下〔増山＝野方〕参照。

第42条第2項乃至第7項による録画録音媒体への固定化によって、自己使用又は私的使用のために複製されることが予期されるときは、著作権者は、複製媒体が内国において営利目的の下に有償で流通に置かれる場合、適切な補償金（ブランクカセット補償金）を求める請求権を有する。そのような複製に適した録画録音されていない録画録音媒体、又はこのことに当てられる他の録画録音媒体は、複製媒体と見做される。

……

③ 以下の者は、補償金を支払わなければならない。

1 ブランクカセット乃至機器補償金については、複製媒体乃至複製機器を、内国又は外国に置かれた営業所から、最初に営利目的の下に有償で流通に置く者

……

⑤ 第1項及び第3項による補償金請求権は、管理団体だけが主張することができる。

Austro-Mechanaの主張によれば、オーストリアの音楽著作権者はオーストリア著作権法42条b第1項による私的複製補償金の支払を求める請求権を有し、その相手方は同条3項1号によってAmazonとなるが、その補償金を取り立てうるのは、同条5項により、個々の著作権者ではなくして、オーストリアにおける音楽著作権の管理団体であるAustro-Mechanaとなる。

(2) 情報社会指令に関しては、EU司法裁判所はこれまでに相当数の判決を公に示してきており、そのうちの幾つかはわが国にも紹介されている⁴。そして、その紹介後、本判決までの間にも⁵、また既に、本判決の後にも⁶、若干の判決が下されている。

オーストリア著作権法は情報社会指令より古いものであるが、私的複製補償金制度を含め、後者の制定を直接のきっかけとしては、特段の改正を受けていない。実際、本判決前の2013年に、本件事案と同様のAustro-MechanaとAmazonとの間の、2002

4 梶野・前掲注(2)28頁以下、小嶋・前掲注(2)10頁以下のほか、三浦正広「補償金制度をめぐる欧州の動向」ジュリ1436号23頁以下(2014年)参照。

5 ACI Adam BV and others v. Stichting de ThuisKopie, Stichting Onderhandeligen ThuisKopie vergoeding, (C-435/12) ECLI:EU:C:2014:254; Hewlett-Packard Belgium v. Repobel SCRL, (C-572/13) ECLI:EU:C:2015/13; Copydan Båndkopi v. Monika Danmrk A/S, (C-463/12) ECLI:EU:C:2015:144.

6 EGEDA and others v. Administración del Estado and others, (C-470/14) ECLI:EU:C:2016:418; Microsoft Mobile Sales International Oy, formerly Nokia Italia SpA and others v. Ministero per i beni e le attività culturali (MIBAC) and others, (C-110/15) ECLI:EU:C:2016:717.

年から2004年の間に流通に置かれた複製媒体の補償金に係る事件でEU司法裁判所判決が示した判断は、当該事件で付託された問題との関連で、一定の条件の下に、オーストリアの私的複製補償金制度の指令適合性は肯定されうるというものであった⁷。ところが、その後に行われた当該基本事件に係る訴訟において、ウィーン商事裁判所は、「補償金の返還と事前免除のシステムは、実効的で、アクセス可能であり、知られており、かつ、容易に利用可能なものでなければならないが、オーストリアの返還システムは、関係規定により生じせしめられた不均衡の調整をはかるのに適していないし、十分な補償を与えていない。それは知られていないし、多くの最終利用者が、媒体について（二度の録画録音ができないそれについてさえ）補償金の返還または事前の免除を得ることができない以上、それらの者にとって利用可能ではない。」等の理由により、情報社会指令とEU司法裁判所の判例に反しているとした⁸。すなわち、EU司法裁判所が、事後的な返還制度を伴う補償金の画一的な賦課制度が指令に適合的であるために課した条件を満たしていないというのである。そして、この判決はウィーン高裁によっても是認され⁹、その結果、Austro-Mechanaは、私的複製補償金を請求しえないこととなってしまった。

もっとも、オーストリアの著作権法は、既に2013年判決に対応することをも一つの動機として、2015年に改正を受け（同年10月1日施行）¹⁰、42条b第1項のプラン

7 小嶋・前掲注(2)14頁以下で紹介されている Austro-Mechana 事件判決 (Amazon.com International Sales Inc. and others v. Austro-Mechana Gesellschaft zur Wahrnehmung mechanisch-musikalischer Urheberrechte Gesellschaft mbH, (C-521/11) ECLI:EU:C:2013:515) である。同判決で判断された付託事項は4点あったが、その第1は、国内で最初に複製機器を流通に置いた者に対して、複製機器が営利目的で使用されたか否かを考慮することなく私的複製補償金の支払義務を課したうえで、当該複製機器を購入したユーザーが私的複製以外の目的で当該機器を複製のために用いた場合に、徴収された補償金の返還を受ける権利を認めるというオーストリアの法制度が、指令5条2項bに適合的であるか、というものであった。これに対し、EU司法裁判所は、個々のユーザーを特定し、私的複製により生ずる損害の補償を個別に義務付けることが現実的に困難である場合、または同様の事情が認められる場合には、補償金の返還を受ける権利が実効的に保障されており、返還手続を利用することが著しく困難でないのであれば、事後的な返還制度を伴う補償金の画一的な賦課制度は指令に適合的であるとされる可能性がある、と回答している。

8 HG Wien, Urt. v. 25. 8. 2015, GRUR Int. 2016, 40.

9 OLG Wien, Urt. v. 28. 12. 2015, MMR 2016, 265. ただし、この判決はとりあえずは未確定とされている。

10 <https://www.ris.bka.gv.at/GeltendeFassung.wxe?Abfrage=Bundesnormen&Gesetzesnummer=10001848> なお、この改正については、vgl. Csillag, Die angemessene Vergütung für

クカセット補償金はメモリ媒体補償金とされるとともに、私的複製補償金を一定の者に返還することのみを定めていた同条6項に第2文を付加し、さらに7項ないし9項をも付け加えて、返還の手続を具体化し、その内容を著作権管理団体のウェブサイトに掲載すべきことなどを規定するに至った¹¹。したがって、オーストリア法の情報社会指令との不適合性は解消されたかのようにも見えるが、この点は、以下で指摘する本判決で問題となっている付託問題には関連しない論点である。

2 不法行為地の国際裁判管轄

(1) 「事実の概要」欄に述べたように、本件における問題は、私的複製補償金の支払を求める訴えのために、ブリュッセルI規則5条3号の不法行為地の特別管轄を援用することができるかというものである。同号は、「不法行為若しくは不法行為に等しい行為、又はそれらの行為に起因する請求権が手続の対象であるときは、損害をもたらす出来事が発生した若しくは発生するおそれがある地の裁判所」に訴えを提起することができる」と定めている。そして、不法行為地の特別管轄に関わる問題点も、EU司法裁判所で頻繁に問題とされるどころであり¹²、比較的最近も、Brogstter事件判決¹³、Kolassa事件判決¹⁴が公にされている。筆者は、無記名債券の発行者に対する損害賠償請求訴訟の国際裁判管轄に関わる後者の判決に関する紹介・研究を公表したことがあるので¹⁵、ここでは、前者の判決の内容のみを簡単に紹介しておくこととする。

当該判決は、原告が、被告は、原告の計算でのみ時計を製造するという原告との契約上の義務に違反して、自己の名と計算において時計を製造販売し、ドイツ語の

die Privatkopie nach der österreichischen Urheberrechtsnovelle 2015, ZUM 2015, 783 ff., insbes.783, 790.

11 2015年9月30日までの事件に関しては、2016年6月に、Austro-Mechanaとオーストリア商業会議所の利益代表者が、新たなメモリ媒体のための補償金に関して、遡及効を有する枠組み的協定を締結したが、これは関係企業を拘束するものではないとのことである。Vgl. Anderl/Berhard, EuZW 2016, 550, 551. (本判決に関する判例研究である。)

12 その一端については、野村秀敏=安達栄司編著『最新EU民事訴訟法判例研究I』196頁以下(信山社・2013年)所収の4篇の判例研究を参照されたい。

13 Marc Brogstter v. Fabrication de Montres Normandes EURL, Karsten Fräßdorf, (C-548/12) ECLI:EU:C:2014:148.

14 Harld Kolassa v. Barclays Bank plc, (C-375/13) ECLI:EU:C:2015:37.

15 野村秀敏「無記名債券の発行者に対する損害賠償請求訴訟の国際裁判管轄」国際商事法務43巻10号1574頁以下(2015年)。

インターネット上で宣伝したという事案に係るものであった。すなわち、原告は、被告のこのような行為がドイツの不正競争防止法とドイツ民法の不法行為規定に違反するとして、製造販売の禁止と損害賠償を求めて、不法行為地であると主張する自己の本拠地であるドイツの裁判所に訴えを提起した。この事案で、EU司法裁判所は、「国内法上、不法行為との性質を有する民事責任を根拠とする訴えは、にもかかわらず、非難の対象とされた行為が契約上の義務の違反と見做されうるときは、契約の対象に基づいて探求される、ブリュッセル I 規則 5 条 1 号 a の意味における『契約又は契約に起因する請求権』に連結される（同号 a は、「契約又は契約に起因する請求権」を対象とする訴えにつき、義務履行地の特別管轄を定める）」との判断を示している。つまり、契約上および不法行為上の請求権が競合する場合には、不法行為地の特別管轄は問題とならず、義務履行地の特別管轄のみを問題としうるというのであろう。

なお、ブリュッセル I 規則は2012年に改訂されて、ブリュッセル I a 規則（2015年1月10日から適用）となっているが¹⁶、前者の5条3号はそのまま後者の7条2号に引き継がれているから、この改訂もここでの付託問題に対する回答には影響しない。

(2) 他方、Austro-Mechanaに私的複製補償金が支払われないことによって、不法行為地の特別管轄がオーストリアの裁判所に認められることになるのかに関して、オーストリア裁判所の判断は必ずしも統一されたものではなかった。すなわち、2006年に、オーストリア最高裁は、補償金支払義務を伴うにせよ、複製媒体を流通に置くことは許された行為であるから、その支払を求める訴えは不法行為に起因する請求権に関するものではなく、それ故、それにはブリュッセル I 規則 5 条 3 号は適用にならないとして、問題をEU司法裁判所に付託することはしなかった¹⁷。この「許された（適法な）行為」という5条3号の適用否定説の理由付けは、本件事案の第1審と抗告審裁判所や被告Amazonも繰り返し援用しているところである。

ところが、その後、EU司法裁判所は、「公正な補償の支払義務は、権利者が許されている複製行為によって被ることになる『損害』の賠償に資する」とする判決を複数公にするに至っている¹⁸。そこで、オーストリア最高裁は、2014年末に本件事

16 ブリュッセル I a 規則に関しては、法務大臣官房司法法制部編『欧州連合（EU）民事手続法』16頁以下、47頁以下（法曹会・2015年）に春日偉知郎教授の手になる解説および翻訳がある。

17 OGH, Urt. v. 17. 10. 2006, BeckRS 2016, 11756.

18 Padawan SL v. Sociedad General de Autores y Editores de España (SGAE), (C-467/08) ECLI:EU:C:2010:620, para.40; Stichting de Thuiskopie v. Opus Supplies Deutschland GmbH and

案において、それらの判例に鑑みると、ブリュッセル I 規則 5 条 3 号がここで問題とされている訴えに適用になるとの解釈もありうるように思われるとし、結論として、当該規定の解釈には、合理的な疑いを残さない程に一義的なものはないと述べつつ、問題を EU 司法裁判所に付託したのである¹⁹。

3 本判決の論理とオーストリア最高裁

(1) 本判決は、法務官 Saugmandsgaard Øe の意見書²⁰に依拠するものであるが、まず EU における私的複製補償金の制度の仕組みとそれに関する EU 司法裁判所の判例を一般的に説明しつつ²¹、その中で、オーストリア最高裁の付託決定と同様に、補償金が著作権者に生ずる損害の代償たる意味を有することを確認する²²。そしてその後初めて、管轄の問題と取り組むが、その際の出発点は、「『不法行為もしくは不法行為に等しい行為またはそのような行為に起因する請求権』との用語は、①被告の損害賠償責任が問題とされ、②ブリュッセル I 規則 5 条 1 号 a の意味における『契約又は契約に起因する請求権』に結び付かない、すべての訴えに関連している。』とする EU 司法裁判所の確定判例である²³。

上記の②の要件は、契約に関連していない訴えが不法行為に関わる訴えであるということを意味しようが、本判決はまず、この要件を取り上げて、補償金の支払を求める訴えが「契約又は契約に起因する請求権」に結び付いているかを問題とする。そして、5 条 1 号 a は義務履行地の特別管轄を定めるから何らかの義務を前提とするとしたうえで、「契約又は契約に起因する請求権」との用語は、「一方の当事者が他方の当事者に対して任意に引き受けた義務が欠けている状況」には関連しない旨を確認する²⁴。そのうえで、本件事案において問題となっているのは、Amazon が任

others, (C-462/09) ECLI:EU:C:2011:397, para.24 のほか、前注(7)の Austro-Mechana 事件判決の第47節。いずれも、前掲注(4)の榎野論文、小嶋論文に紹介されている。

19 OGH, Beschl. v. 18. 11. 2014, GRUR Int. 2015, 291.

20 Opinion of Advocate General Saugmandsgaard Øe delivered on 17 February 2016, (Case C-572/14) ECLI:EU:C:2016:90.

21 本判決第16節—第26節。

22 本判決第19節。

23 本判決第32節。Athanasios Kalelis v. Bankhaus Schröder, Münchmeyer, Hengst and Co. and others, (C-189/87) ECLI:EU:C:1988:459, paras.17, 18 のほか、最近のものとして、前注(13)の Brogssitter 事件判決第20節、前注(14)の Kolassa 事件判決第44節を引用する。

24 本判決第35節。

意に引き受けた義務ではなく、私的複製媒体を営利目的の下に有償で流通に置いたことを理由としてオーストリアの法律によって課せられた義務であるから、「契約又は契約に起因する請求権」ではないと結論付ける²⁵。

次いで、本判決は、上記①の要件に関して、情報社会指令5条2項bの意味における「公正な補償」は、許諾なしになされた、保護された著作物の私的複製についての賠償を著作権者に与えるものであり、その複製によって著作権者に発生する損害の代償たる給付と見做されるということを確認する²⁶。そして、Austro-Mechanaが補償金を得ていないという事情がブリュッセルI規則5条3号にいう「損害をもたらす出来事」に該当するという²⁷。つまり、基本事件では、補償金支払義務を定める著作権法の規定に対する違反が問題となっており、この違反がAustro-Mechanaに損害を生じさせる違法な行為であるから、損害賠償責任が問題であり、かつ、その違反行為、すなわち補償金を支払わないことが「損害をもたらす出来事」というのであろう。他方でまた、本判決は、複製媒体を流通に置くことは法律上許された行為であるとの議論は、法律がそのことを著作権者が「公正な補償」を得るとの条件に係らしめることに何らの変更を加えるものではないと述べる²⁸。つまり、違法として問題にされるのは、流通に置くことなくして、補償金の不払いとの事情であるから²⁹、上記の議論は関係がないというのであろう。

(2) かくして、基本事件においては、ブリュッセルI規則5条3号の適用がありうることとなり、オーストリア最高裁は、「損害をもたらす出来事が発生した地」がオーストリアにあるか否かを検討しなければならないこととなった。そして、EU司法裁判所の確定判例³⁰によれば、その地は加害行為地と結果発生地のいずれをも意味することを確認し、そのそれぞれについて以下のように述べる³¹。

まず、基本事件では、不払いが加害行為であるから、加害行為地とは支払義務が履行されるべきであった地を指し、その支払がどのようになされるべきかに関してはオーストリア法が適用される。そして、2013年3月16日から施行されている、支

25 本判決第37節・第38節。

26 本判決第43節。その際、オーストリア最高裁と同様に、前注(18)掲記の判例を引用している。

27 本判決第44節。

28 本判決第48節。

29 本判決第49節。

30 前注(14)のKolassa事件判決第45節を引用している。

31 OGH, Beschl. v. 24. 5. 2016, BeckRS 2016, 11755.

払遅延法 (Zahlungsverzugsgesetz) による改正を受けたオーストリア民法 (ABGB) 907条 a 第1項によると金銭債務は持参債務であり、債権者の住所または営業所で履行されるべきこととされている。したがって、基本事件の補償金支払債務は原告 Austro-Mechana のオーストリアに所在する営業所で履行されるべきこととなる。そして、この規定は2013年3月16日以降に基礎付けられた債務に適用になるとされているから、それ以降に発生した補償金の支払請求に関しては、この理由でオーストリアに加害行為地があるとされ、オーストリア裁判所の国際裁判管轄が認められる³²。

他方、2013年3月16日以前の金銭債務については、当時のオーストリア民法905条2項により、金銭債務は債務者の住所または本拠で履行されるべき送付債務であるから、加害行為地もそこにあることになって、これを理由にはオーストリア裁判所の国際裁判管轄は根拠付けられない³³。

そこで、オーストリア最高裁は、後者の金銭債務について、結果発生地がオーストリアにないかの検討に進み、次のように言う³⁴。すなわち、被告Amazonは、自己の危険と費用において、その本拠で、問題の金銭を送金する手続きをとるべき義務 (送付債務) を負担していたが、その義務が履行されたとしても、原告Austro-Mechanaの財産は、その本拠において初めて増加することとなったであろう。つまり、増加すべき財産が増加しなかったという損害はAustro-Mechanaの本拠地で発生した。この意味で、結果発生地はここにある。それ故、2013年3月13日以前の補償金支払債務に関しても、オーストリア裁判所の国際裁判管轄が認められる。

4 本判決の評価

(1) 学説上、本判決を肯定的に評価するものもないではないが³⁵、多くは、本判決が元々の支払義務の不履行が被害者の本拠で損害を生じさせる違法な行為であるとする点を批判し、以下のように指摘する³⁶。すなわち、これを文字どおりに受け取れば、「損害賠償責任」というブリュッセル I 規則5条3号の適用を限定するメ

32 OGH, Beschl. v. 24. 5. 2016 Begründung 5.1(a)-(c), BeckRS 2016, 11755.

33 OGH, Beschl. v. 24. 5. 2016 Begründung 5.1(d), BeckRS 2016, 11755.

34 OGH, Beschl. v. 24. 5. 2016 Begründung 5.2(b)(c), BeckRS 2016, 11755.

35 Jani, Gerichtsstand einer Klage auf Zahlung von Geräteabgaben, GRUR-Prax 2016, 222.

36 Anderl/Berhard, a.a.O.(Fn.11), S.551; Rasmussen-Bonne/Servatius, Ein besonderer Gerichtsstand für urheberrechtliche Vergütungsansprüche, EWS 2016, 275, 276 f.; Lutzi, Die Qualifikation des Anspruchs auf Zahlung einer Privatkopievergütung und das Merkmal der „Schadenshaftung“ im Rahmen des Art.5 Nr.3 EuGVVO 2001 (Art.7. Abs.2 EuGVVO), IPRax 2016, 550, 551 f.

ルターマルがまったく意味を失ってしまう。その結果、すべての債権的な請求権の不履行がこの規定の下に入ってしまう、容易に原告の本拠地での特別管轄が根拠付けられることになる。

そこで、学説は本判決の射程を制限する方向に向かうが、その第1説は、元々の支払義務が損害賠償に関わるものであるときに限定するとする³⁷。しかし、この程度の限定では、「紛争と損害をもたらす出来事が発生した地との間に緊密な関係がある」というブリュッセル I 規則 5 条 3 号の正当化根拠³⁸は満足させられていないと反論される。また、EU 司法裁判所自身、別の場所で発生した損害の原因となった事情の不都合な影響が生ずる地は「損害をもたらす出来事が発生した地」とはいえないとの判断を示した（特定の財産に損失を被ったから、原告である被侵害者の全体としての財産状態が増加しなかったので、被侵害者の財産の中心地であるその住所地が「損害をもたらす出来事が発生した地」であるとの被侵害者の主張を排斥した）ことがある³⁹とも指摘される⁴⁰。

上記のように指摘する第2説は、本判決の射程は、支払義務が契約や不法行為に起因するのではなく、法律それ自体に定められている場合に限定されるとする⁴¹。確かに、基本事件の私的複製補償金の支払義務はオーストリア著作権法42条 b に基づいて発生するものであるが、そのような場合であっても、上記で指摘したブリュッセル I 規則 5 条 3 号の正当化根拠が欠けているのではないかとの批判は免れないように思われる。

最後に、本判決の射程を限定する第3説は、インターネットによる著作権侵害に係る Pinckney 事件判決⁴²を、「著作権侵害については原因行為地とは別個の結果発生地はない、著作権に関してはその所在地もない」と批判する Schack⁴³に依拠しつつ、

37 Lutz, a.a.O.(Fn.36), S.552.

38 Peter Pinckney v. KDG Mediatech AG, (C-170/12) ECLI:EU:C:2014:1318, para.47 や前注 (14) の Kolassa 事件判決第46節などで、EU 司法裁判所が繰り返し強調しているところである。本判決自身も、第30節で、これらの判例を引きながら指摘している。なお、Pinckney 事件判決については、かつて紹介・研究を公にしたことがある。野村秀敏「インターネットによる著作権侵害と国際裁判管轄」国際商事法務42巻4号626頁以下（2014年）。

39 Rudolf Kronhofer v. Marianne Maier and others, (C-168/02) ECLI:EU:C:2004, 364, para. 19.

40 Anderl/Berhard, a.a.O.(Fn.11), S.551.

41 Anderl/Berhard, a.a.O.(Fn.11), S.551.

42 前注 (38) 参照。

43 Schack, NJW 2013, 3629, 3630. なお、このようなシャックの見解につき、野村・前掲注 (38) 629頁参照。

ここでは補償金の支払ではなく、その債務者の実質的な行為を目当てとしなければならないと主張する。すなわち、補償義務を生じさせる実質的行為、複製媒体を流通に置く行為が重要である。この行為は支払義務に繋がり、不法行為と等置されるべき行為であって、具体的には、輸入地の特別管轄を根拠付けることになる⁴⁴。

(2) 本判決の当否は別として、その射程は、私的複製補償金以外の著作権法上の他の補償金の支払請求訴訟にも及ぶとされる。すなわち、この点、否定説に有利な事情もないではないが⁴⁵、以下のような理由により、射程は広く及ぶべきものとされる⁴⁶。①情報社会指令上、他にも「公正な補償」を必要なものとして定めている場合⁴⁷がある。②指令は、指令上、必要なものとしては補償を要求していない著作権保護の例外または制限に関する規定を設けるときに、「公正な補償」を定める規定を設けることを加盟国の自由としている⁴⁸。③これらの①②の場合にも、法律上の補償金請求権の性質は損害を償う点にある。④EU司法裁判所の関連判例⁴⁹は、「著作権の例外または制限の一定の場合、権利者はその保護された著作物またはその他の目的物の利用に際して、権利者を適正に補償する公正な補償を受ける。」とする指令の考慮事由第35項を援用しているが、それは「公正な補償」一般に当てはまるものであり、私的複製にのみ関わるものではない。⑤EU司法裁判所は、既に、私的複製のための公正な補償に関する判例は、必要な変更を加えた上で、その判例で扱われた公正な補償に関する場合にも及ぼされうることを確認している⁵⁰。

もっとも、行為地や結果発生地が法律上、定義されている場合には、それによるべきであって、本判決の射程が及ばないことは言うまでもない⁵¹。そのような場合としては、1993年の衛星およびケーブルテレビに関する著作権指令1条2項b⁵²が

44 Rasmussen-Bonne/Servatius, a.a.O.(Fn.36), S.277.

45 本判決が、明示的に、指令5条2項bの私的複製に関する判例を引用している点、補償金の損害賠償との性質が重要であるが、それは私的複製補償金に関する判例から導かれている点が、そのような事情として指摘される。Rasmussen-Bonne/Servatius, a.a.O.(Fn.36), S.277.

46 Rasmussen-Bonne/Servatius, a.a.O.(Fn.36), S.277.

47 情報社会指令5条2項dは、複製権の例外または制限を規定する場合として、「権利者が公正な補償を受けることを条件として、病院又は刑務所のような非営利的目的で営まれる社会施設によって行われる、放送の複製に関する場合」をあげている。

48 情報社会指令考慮事由第36項は、「加盟国は、補償を要求していない例外又は制限に関する随意的規定を設ける場合にも、公正な補償を定めることができる。」としている。

49 たとえば、前注(7)のAustro-Mechana事件判決の第22節。

50 前注(4)のHewlett-Packard Belgium事件判決の第37節。

51 Anderl/Berhard, a.a.O.(Fn.11), S.551; Rasmussen-Bonne/Servatius, a.a.O.(Fn.36), S.277.

指摘される。

本判決はオーストリア著作権法に関わるものであるが、その射程はドイツ法にも及ぶ⁵³。ドイツ著作権法54条は、私的複製補償金を定めており、54条b第1項によると、機器やメモリ媒体の輸入業者はその補償金支払債務について責任を負う。(さらに、54条h第1項は、管理団体のみが補償金請求権を主張しうるとする。)ドイツ法のこのような私的複製補償金に関する仕組みは、オーストリア法のそれと基本的に同一であるからである。それ故、ドイツにも、以前は、私的複製補償金の支払請求訴訟に不法行為地の特別管轄を否定する見解があったが⁵⁴、本判決後はそのような見解は主張しえないことになろう。

5 日本法への示唆

わが国においても、1993年から私的複製補償金の制度を定める著作権法の改正法が施行されており(日著作30条2項)、補償金請求権は指定管理団体のみが行使しうることになっている(同104条の2)。もっとも、わが国の場合は、オーストリアやドイツにおけるのとは異なって、その支払義務を負うのは機器等の製造業者や輸入業者ではなく、あくまでもエンドユーザーであり、輸入業者等は補償金の徴収等についての協力義務を負うにすぎないとされている(同104条の5)。すると、補償金支払請求訴訟における輸入業者等の立場は法定訴訟担当ということになるが、この点の差異は、補償金の本質を損害賠償に見ることができるとするならば⁵⁵、その性質決定に影響するものではあるまい⁵⁶。

52 Council Directive 93/83/EEC of 27 September 1993 on the coordination of certain rules concerning copyright and rights related to copyright applicable to satellite broadcasting and cable retransmission, OJ L 248, 6.10.1993, p.15. この指令の1条2項bは、「衛星による公衆への伝達行為は、放送機関の管理と責任の下で、地上から衛星に向けての及び衛星から地上に向けての間断なき情報伝達の連鎖の中に、番組伝送信号が導入される加盟国において専ら行われるものとする。」と規定している。

53 Rasmussen-Bonne/Servatius, a.a.O.(Fn.36), S.276.

54 Müller, Die Ergebnispflicht des deutschen Gesetzgebers zur Gewährleistung der praktischen Durchsetzung von Ansprüchen nach den §§ 54 ff. UrhG, ZUM 2011, 631, 633.

55 もっとも、わが国では、私的複製(ひいては私的複製補償金)をめぐる議論は、その法的性質を明確にしないまま行われているように思われる、と指摘されている。辻田芳幸「ドイツ著作権法から見たわが国私的複製補償金制度の課題」名経法学35号127頁(2014年)参照。

56 本判決の推論に際しては、エンドユーザーではなく第三者(輸入業者等)が補償金債務の債務者であるという私的複製補償金制度の特質は何の役割も演じておらず、そのことは、EU司

他方、わが国でも、国際裁判管轄に関する管轄原因として、不法行為地が認められているが（日民訴3条の3第8号）、私的複製補償金の支払を求める訴えがこの規定の下に入るかなどという問題はまったく議論されていない。しかし、現代のグローバル化した社会において、本件の基本事件と同種の事件がわが国で問題とならないなどという保証はどこにもない。そして、ここでいう「不法行為」は、民法709条ないし724条に規定されている不法行為に相当する行為のほか、民法以外の法令に規定されているような違法行為を広く含む概念とされている⁵⁷。そうであれば、本判決とそれをめぐる議論は、わが国においても十分に興味深いものと言うべきではなかろうか⁵⁸。

もっとも、既に指摘したように、本判決は、学説上、必ずしも評判のよいものではない。EU司法裁判所が、自らが特別管轄は被告住所地の原則的管轄に対する例外であるから厳格に解釈されるべきである旨を強調しながら⁵⁹、立法を待つことなく⁶⁰、このような解釈を採用したのには、私的複製補償金制度を利用しやすくし、その実効性を確保しようとの、それ自体としては正当かもしれない配慮に強く導かれたからであろうと推測されうる⁶¹。それ故、わが国において本判決などを参照するにしても、その際には、このような背景事情を忘れてはならない。

法裁判所がこの点を重要とは見ていないことを意味していると指摘される（Rasmussen-Bonne/Servatius, a.a.O.(Fn.36), S.277）。そうであれば、この点に関するオーストリア法やドイツ法と日本法との差異は、わが国法上の補償金の性質決定をするに際して本判決を参照することの障害とはならないであろう。

57 秋山幹男ほか『コンメンタール民事訴訟法 I 〔第2版追補版〕』608頁（日本評論社・2014年）参照。

58 のみならず、本判決とそれをめぐる議論は、国内土地管轄（日民訴5条9号）との関連でも、参照しうるであろう。

59 本判決第30節。前掲注（14）のKolassa事件判決第43節等でも説かれているEU司法裁判所の確定判例である。

60 著作権管理団体が外国の（インターネットによる）輸出業者を内国で訴えることができるようにするために、補償金の不払いを刑事上罰しようようにし、ひいては不法行為との性質決定が可能なるようにすることが望ましいとしていた論者の主張でさえ、それは立法論であった。Müller, Verbesserung des gesetzlichen Instrumentariums zur Durchsetzung von Vergütungsansprüchen für private Vervielfältigung, ZUM 2008, 377, 378 f.

61 Rasmussen-Bonne/Servatius, a.a.O.(Fn.36), S.278.